

## 湧別町青少年健全育成町民会議の活動について

### (1) 愛の声かけ あいさつ運動

- ・実施目的 子どもたちと地域の人たちが顔の見える関係を作り、人と人のつながりと、地域力を高めることにより、子どもたちの安全確保を図ることを目的とする。
- ・日 時 7月13日(月)～15日(水)の3日間 【参加者152名】  
9月16日(水)～18日(金)の3日間 【参加者143名】  
7時20分～8時頃まで(各学校にて対応)
- ・場 所 町内 各小中学校前

### (2) 街頭補導(湧別方面のみ)

夏休み街頭補導・巡回補導 【補導員19名】

実 施 日 時		実 施 地 区			
		湧別地区	芭露地区	登栄床地区	志撫子・計呂地
7月26日(日)	19:00～19:30	湧別市街	芭露市街		
8月2日(日)	15:30～16:00				志撫子・計呂地市街
	19:00～19:30			三里浜キャンプ場	
8月8日(土)	19:00～19:30	湧別市街			
8月9日(日)	19:00～19:30	湧別市街			
8月16日(日)	19:00～19:30		芭露市街		
		3日	2日	1日	1日

### (3) 通学路における下校時の安全指導(湧別方面のみ)

- ・実施目的 下校時等における児童への声かけ事犯などが多発しているため、通学路での街頭啓発指導と車両による通学路の巡回を通年で実施
- ・実施期間 6月～翌年5月(日程別紙)
- ・実施内容 湧別、芭露両地区通学路の交差点における街頭指導及び啓発、スクールバス通学区域は当該地区自治会等において車両による巡回を実施
- ・実施方法 町民会議の会員輪番制により街頭指導者等は腕章を着用し、巡回車両については「子ども110番」のマグネットステッカーを装着し実施する。

### (4) 優良青少年の表彰

平成28年2月4日推薦締め切り

### (5) 広報誌「青少年だより」発行

平成28年3月発行予定

## 湧別町青少年健全育成町民会議会則

### 第1条 目的

本会議(以下「本会」という。)は、青少年のたくましく、健全な成長を願い青少年問題の理解を深めると共に、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

### 第2条 構成

1. 本会は目的達成のため、次の機関、団体及び個人をもって構成する。

- 1) 湧別町
- 2) 湧別町町教育委員会
- 3) 湧別町社会教育委員の会
- 4) 湧別町民生員・児童委員協議会
- 5) 湧別町自治会連合会
- 6) 湧別町青少年指導センター
- 7) 湧別町校長会
- 8) 湧別町PTA連合会
- 9) 湧別町スポーツ少年団本部
- 10) 湧別漁業協同組合女性部
- 11) 湧別漁業協同組合青年部
- 12) 湧別町農業協同組合女性部
- 13) 湧別町農業協同組合青年部
- 14) 湧別町商工会女性部
- 15) 湧別町商工会青年部
- 16) ボランティアあやめ会
- 17) 遠軽地区保護司会湧別町分区
- 18) 遠軽警察署湧別駐在所
- 19) 遠軽警察署芭露駐在所
- 20) 遠軽警察署上湧別駐在所
- 21) 遠軽警察署中湧別駐在所
- 22) 湧別防犯協会
- 23) 芭露安心の街づくり推進委員会
- 24) 上芭露安心の街づくり推進委員会
- 25) 北海道青少年育成運動推進指導員

2. 会員は、第1項各号の機関、団体の長又は機関、団体の長が選任する者(以下「機関等」という。)とする。

### 第3条 事業

本会は目的達成のため、次の事業をおこなう。

1. あいさつ運動の推進
2. 青少年指導、補導の実施及び団体の連絡協調
3. 広報活動
4. 青少年の健全育成に関する事業
5. 優良青少年の表彰
6. その他目的達成に関する事業

### 第4条 役員

本会に次の役員を置く。

1. 議長1名 副議長3名 理事9名 監事2名
2. 議長及び監事は、総会において選任する。
3. 副議長は、湧別町民生委員・児童委員協議会の主任児童委員をもって充てる。

4. 理事は、次の機関等をもって充てる。
  - 1) 湧別町
  - 2) 湧別町町教育委員会
  - 3) 湧別町社会教育委員会
  - 4) 湧別町自治会連合会
  - 5) 湧別町校長会
  - 6) 湧別町校長会事務局
  - 7) 湧別町 PTA 連合会
  - 8) 遠軽地区保護司会湧別町分区
  - 9) 遠軽警察署湧別駐在所
5. 役員の任期は2年とする。
6. 任期の途中において役員に変更が生じたときは、前任者の残任期間とする。

#### 第5条 総会

1. 本会の総会は、毎年6月までに開催する。但し、議長が必要と認めたとき又は会員より要求があったときは、臨時総会を開催することができる。
2. 総会は、議長が招集する。
3. 総会の議長は、出席者の議決により決める。
4. 総会の議事は、出席者の過半数により決する。
5. 総会に附議する事項は、次のとおりとする。
  - 1) 事業報告・決算
  - 2) 事業計画・予算
  - 3) 役員改選
  - 4) 会則の改廃
  - 5) その他役員会が必要と認めた事項

#### 第6条 役員会

1. 役員会は、議長が必要と認めたときに随時開催し、議長、副議長、理事をもって充てる。
2. 役員会は、総会に附議する事項、本会の事業の推進及び目的達成に関する事項について協議する。

#### 第7条 監事

監事は本会の会計を監査し、総会に報告しなければならない。

#### 第8条 事務局

1. 本会に事務局を置き、事務局長は議長が委嘱する。
2. 事務局長は、議長の指示を受けて会務を処理する。

#### 第9条 会計

1. 本会計は、町補助金、自治会負担金、寄附金、その他の収入をもって充てる。
2. 本会計の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

#### 附 則

1. この会則に定めのない事項について、役員会において決する。
2. この会則は平成8年4月1日より施行する。
3. 従前の本会の要綱は廃止する。

#### 附 則

この会則は、平成18年4月1日より施行する。

#### 附 則

この会則は、平成23年5月31日より施行する。

# 平成27年度 湧別地区巡回カレンダー

区分	6月		7月		8月		9月		10月		11月	
	曜日	2号巡回	曜日	2号巡回	曜日	2号巡回	曜日	2号巡回	曜日	2号巡回	曜日	2号巡回
1	月		水	12	土	1	火	11	木	14	木	1
2	火	4	木	17	日	2	水		金	15	日	湧別学区委員会 湧別学区委員会 文化の日
3	水		金		月	3	木	12	土		火	4
4	木	5	土		火	4	金		日		水	
5	金		日		水	5	土		月	8	木	15
6	土		月		木	6	日		火	18	金	
7	日	湧小運動会	火	13	水	7	月		水		土	
8	月	湧小振替休日	木	18	金	8	火	13	木	16	日	
9	火	7	土	19	日	9	水	20	金	19	月	
10	水		月		月	10	木		土	17	火	5
11	木	8	火		火	11	金		日		水	湧小集団下校訓練 16
12	金		水		水	12	土		月		木	7
13	土		木		木	13	日		火		金	1
14	日		金	20	月	14	月		水	10	土	
15	月	湧小4時間授業(家庭訪問)	土	1	火	15	火	4	木	11	日	
16	火		日		水	16	金	1	月		月	
17	水		月	4	木	17	土	2	火		火	8
18	木		火	2	水	18	日		水	5	水	2
19	金	9	水		木	19	月		木	13	木	9
20	土		火	3	火	20	火		金	12	土	3
21	日		水	5	水	21	日		土	12	日	
22	月	湧小4時間授業(家庭訪問)	木		木	22	月	敬老の日	水	13	月	6
23	火		金		金	23	火	国民の休日 秋分の日	木		火	10
24	水		土		土	24	水	7	金	3	水	17
25	木	10	日		日	25	木		土		木	11
26	金		月		月	26	金		日		金	18
27	土		火		火	27	土		月		土	
28	日	サロラ湖100kmチャレンジ	水		水	28	日		火		日	
29	月	湧中振替休日	木		木	29	月		水	20	月	
30	火	11	金		金	30	火		木	14	火	
31	水		土		土	31	水		金		水	

12月～2月は、巡回パトロールのみ  
実施(2号線は休みです)

区分	12月		1月		2月		3月		4月		5月	
	曜日	2号巡回	曜日	2号巡回	曜日	2号巡回	曜日	2号巡回	曜日	2号巡回	曜日	2号巡回
1	火	19	月		月	1	火	12	金	14	日	
2	水		火		火	2	水	17	月		月	
3	木		水		水	3	木	13	火		火	
4	金	6	木		木	4	金	18	水		水	
5	土		金		金	5	土	15	木		木	
6	日		土		土	6	日	16	水		金	
7	月		日		日	7	月	19	火		土	
8	火	14	月		月	8	火	20	金		日	
9	水		火		火	9	水	4	土		月	4
10	木		水		水	10	木	1	日		火	14
11	金	1	木		木	11	金		月		水	15
12	土		金		金	12	土		火		木	
13	日		土		土	13	日		水		金	
14	月		日		日	14	月		木		土	
15	火	2	月		月	15	火		金		日	
16	水		火		火	16	水		土		月	7
17	木	3	水		水	17	木	5	日		火	16
18	金		木		木	18	金	2	月		水	17
19	土		金		金	19	土		火		木	
20	日		土		土	20	日		水		金	
21	月		日		日	21	月		木		土	
22	火	15	月		月	22	火		金		日	
23	水		火		火	23	水		土		月	
24	木		水		水	24	木		日		火	1
25	金		木		木	25	金		月		水	9
26	土		金		金	26	土		火		木	2
27	日		土		土	27	日		水		金	
28	月		日		日	28	月		木		土	
29	火		月		月	29	火		金		日	
30	水		火		火	30	水		土		月	
31	木		水		水	31	木		日		火	11

※ 12月～2月は、巡回パトロールのみ実施(2号線は休みです)

### 【団体及び番号】

- 1、湧別町
- 2、湧別町教育委員会
- 3、〇民生児童委員会
- 4、〇保護司会
- 5、〇町民会議役員
- 6、湧別駐在所
- 7、湧別小学校PTA
- 8、湧別中学校PTA
- 9、港町自治会
- 10、曙町自治会
- 11、緑町自治会
- 12、栄町自治会
- 13、錦町自治会
- 14、東自治会
- 15、登栄床自治会
- 16、川西自治会
- 17、信部内自治会
- 18、湧別漁協女性部
- 19、湧別町農協女性部
- 20、湧別町商工女性部
- 3、4の〇印は湧別方面のみです

### 【安全指導時間及び留意事項】

- (1) 安全指導時刻
  - ① 火曜日(2号線) 14:30～15:00 (小学生の下校時間帯です)
  - ② 木曜日(2号線) 17:45～18:15 (中学生の下校時間帯です)
- (2) 安全指導及び巡回パトロールの際、黄色い「子ども110番ジャンパー」を着用
  - 上記の時間帯で各団体より1名の配置をお願いします
- (3) 安全指導及び巡回パトロールの際、黄色い「子ども110番ジャンパー」を着用
  - し、車両には「子ども110番ステッカー」をつけて下さい。
  - 【無い場合は事務局(岩佐)までご連絡ください 5-2106】
- (4) 不審者を見つけた場合は、自ら対処せず110番して下さい。

# 平成27年度 芭露地区巡回カレンダー

区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月
曜日	クローカー前 芭小・湖中 振替休日	クローカー前 志・社巡回 芭露巡回	クローカー前 志・社巡回 芭露巡回	クローカー前 志・社巡回 芭露巡回	クローカー前 志・社巡回 芭露巡回	クローカー前 志・社巡回 芭露巡回
日	1 月 火	1 日 水	1 日 土	1 日 火	1 日 水	1 日 日
2	水	木	日	湖中不欠	芭露街頭指導(16時~16時30分)	芭小学芸会
3	木	金	月			芭小振替休日
4	金	土	火			文化の日
5	土	日	水			芭小振替休日
6	日	月	木			
7	月	火	金			
8	火	水	土			
9	水	木	日			
10	木	金	月			
11	金	土	火			
12	土	日	水			
13	日	月	木			
14	月	火	金			
15	火	水	土			
16	水	木	日			
17	木	金	月			
18	金	土	火			
19	土	日	水			
20	日	月	木			
21	月	火	金			
22	火	水	土			
23	水	木	日			
24	木	金	月			
25	金	土	火			
26	土	日	水			
27	日	月	木			
28	月	火	金			
29	火	水	土			
30	水	木	日			
31	木	金	月			

区分	12月	1月	2月	3月	4月	5月
曜日	クローカー前 志・社巡回 芭露巡回	クローカー前 志・社巡回 芭露巡回	クローカー前 志・社巡回 芭露巡回	クローカー前 志・社巡回 芭露巡回	クローカー前 志・社巡回 芭露巡回	クローカー前 志・社巡回 芭露巡回
日	1 日 火	1 日 金	1 日 月	1 日 火	1 日 水	1 日 日
2	火	土	火			憲法記念日
3	水	日	水			みどりの日
4	木	月	木			こどもの日
5	金	火	金			
6	土	水	土			
7	日	木	日			
8	月	金	月			
9	火	土	火			
10	水	日	水			
11	木	月	木			
12	金	火	金			
13	土	水	土			
14	日	木	日			
15	月	金	月			
16	火	土	火			
17	水	日	水			
18	木	月	木			
19	金	火	金			
20	土	水	土			
21	日	木	日			
22	月	金	月			
23	火	土	火			
24	水	日	水			
25	木	月	木			
26	金	火	金			
27	土	水	土			
28	日	木	日			
29	月	金	月			
30	火	土	火			
31	水	日	水			

12月～2月は、巡回パトロールのみ実施  
(クローカー前は休みです)

※ 12月～2月は、巡回パトロールのみ実施 (クローカー前は休みです)

## 【安全指導時間及び留意事項】

- (1) 安全指導時刻 毎週月曜日です
  - ① 街頭(農協クローカー前)14:30～15:00 (小学生の下校時間帯です)
  - ② 巡回パトロール(中学生の下校時間帯です) 5月～10月 17:00～17:30 11月～4月 15:30～16:00

下校時刻は、学校の授業内容及び行事等により変更となる可能性もありますが、街頭での安全指導及び巡回パトロールとも年間を通じて上記の時間帯で各1名の配置をお願いします。

- (2) 安全指導及び巡回パトロールの際、黄色い「子ども110番ジャンパー」を着用し、車両には「子ども110番ステッカー」をつけて下さい。【無い場合は事務局(岩佐)までご連絡ください 5-2106】
- (3) 不審者を見つけた場合は、自ら対処せず110番して下さい。

※ 夏休、秋休の街頭補導の日程は予定ですので、変わる場合があります。

- ### 【団体及び番号】
- 芭露小学・湖陵中学校PTA
  - 民生児童委員会
  - 芭露安心の街づくり推進委員会
  - 芭露自治会
  - 芭露子供会
  - 芭露駐在所
  - 湧別町農協女性部
  - 湧別漁協女性部
  - 志撫子自治会
  - 計呂地自治会